

令和7年度財政援助団体監査の結果（12月～3月実施）

1 監査対象

- (1) 対象団体 一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構
- (2) 対象補助金 令和6年度地域生活支援センター運営費補助金
- (3) 所管部課 福祉部障害福祉課

2 監査実施期間

令和7年12月1日（月）から令和8年3月27日（金）まで

3 監査の場所

監査事務局

4 監査対象事務

監査対象団体（以下「団体」という。）に対し交付された補助金に係る令和6年度分の出納その他の事務等の執行状況

5 監査の着眼点

- (1) 補助金の交付決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の目的は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (4) 事業計画書、予算書等と所管部局へ提出した補助金交付申請書等は符合するか。
- (5) 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (7) 補助金に係る収支の会計処理は適正か。
- (8) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (9) 団体の運営内容が安定的に継続できるものであるか等。

6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、調査を実施した。

7 監査の結果

上記「5 監査の着眼点」に基づき監査を実施した結果、(3)及び(7)について、以下のとおり不適切な事務処理が認められたので、監査事務局長の指摘事項とする。

【局長指摘】

団体の事務処理として、市に提出した実績報告書の申請金額に誤りはなく、補助金の交付額に影響を及ぼすものではなかったが、申請金額の算定過程における補助対象経費の一部に金額の誤りが認められた。また、秦野市補助金交付規則（以下「規則」という。）第13条に定める手続きに従った手

順での実績報告がされていなかった。

所管課の事務処理として、団体から実績報告書の提出を受けたときは、その審査や補助事業の成果などに関する調査を行うことが規則第14条で定められているが、その結果について決裁を受ける文書が作成されていなかった。

なお、補助対象経費の誤りについては、団体から市に提出された実績報告書の一部内容を訂正した報告書等により、既に訂正されたことを確認しているが、団体及び所管課におかれては、改めて、当補助金の事務処理を規則等に照らして確認し、再発防止に努められたい。